

## あなたの施設でも利用してみませんか 多言語電話通訳サービス開始

このたび、「多言語電話通訳サービス」が開始されました。

このサービスは、近年増加傾向にある訪日外国人旅行者を対象に、東北7県内の観光施設、宿泊施設、飲食店などで24時間対応の多言語電話通訳サービスを提供することで、言葉の壁によるコミュニケーションギャップを解消し、外国人観光客の快適で安心・安全な国内滞在を支援するものです。

このサービスにより、外国人旅行者の言葉によるストレスを軽減し、また満足度の向上を図ることで、今後の更なる観光促進に貢献してまいります。

サービスイメージとしては、電話通訳専用ダイヤルに連絡いただくと、電話機越しに担当者と外国人の方とで、円滑なコミュニケーションをとることができます。

町内では既に5つの施設が利用しております。利用希望施設は、下記問い合わせまでご連絡ください。

- ◇対象施設 東北7県（宮城・岩手・青森・福島・秋田・山形・新潟）における宿泊事業者、飲食店及びタクシー事業者等
- ◇利用言語 英語・中国語・韓国語
- ◇運営期間 平成28年8月1日から平成29年3月31日まで
- ◇利用可能時間 期間内24時間対応
- ◇既利用施設 町役場、町観光協会、南三陸ホテル観洋、南三陸まなびの里 いりやど、民宿 コクボ荘

問い合わせ 産業振興課観光振興係 ☎46-1378

## 町職員募集

町では、南三陸病院勤務の職員採用試験を次のとおり行います。

**南三陸病院勤務の職員**（平成29年4月1日採用予定）

職種	採用予定数	受験資格	受付期間	試験日及び試験会場
看護師	10名程度	昭和42年4月2日以降に生まれた者で、募集する各職種の免許を有する者または免許の取得が見込まれる者	9月1日(木)～15日(木) ※受付は平日の午前8時30分から午後5時までです。(郵送の場合は9月15日(木)必着です。)	9月27日(火) 午後1時30分から南三陸病院・会議室
准看護師	2名程度			
薬剤師	2名程度			
臨床検査技師	2名程度			
臨床工学技士	2名程度			
事務職 (情報処理技術者)	1名程度	昭和42年4月2日以降に生まれた方で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験に合格している方で、医療システムの開発・管理・運営に関する業務に従事した経験が5年以上ある者。		

※各職種共通で、日本国籍を有する者などの事項が受験資格にあります。詳しくは問い合わせください。

- ◇試験の内容 作文及び面接
- ◇申込書類 受験申込書（最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付）、市販の履歴書、健康診断書（就労の可否が判断できるもの）、免許証の写し（在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書）、受験票を送付する封筒（82円切手を貼り宛名を明記）
- ◇合格発表 10月7日(金)に役場掲示場にて合格者の受験番号を掲示
- ◇申込・問い合わせ 南三陸病院総務課 ☎46-3664

## 戸倉公民館の供用開始について

地域に慣れ親しまれていた旧戸倉中学校校舎ですが、東日本大震災により校舎が被災してしまいました。その校舎を改修し、新たに地域コミュニティ再生の場として、戸倉公民館が完成いたしました。

つきましては、下記の日程により戸倉公民館落成式等を執り行い、10月1日(土)より供用を開始しますのでお知らせいたします。



- ◇戸倉公民館落成式 ◇日時 9月10日(土) 午前10時  
◇会場 戸倉公民館 多目的ホール（旧戸倉中学校）

- ◇見学会について ◇日時 9月10日(土) 午後1時から4時まで（落成式終了後）  
館内を自由に見学できます。地域での会議や研修、調理実習、伝統芸能の練習場所など、幅広く利用することができますので、ぜひこの機会に館内をご覧ください。

- ◇供用開始について ◇供用開始日 10月1日(土)  
◇利用時間 午前9時から午後9時まで  
◇利用施設 1階 多目的室、調理実習室、和室、小会議室、会議室1、会議室2、視聴覚・研修室1、視聴覚・研修室2  
2階 防災学習室、研修・講習講義室、伝統芸能練習室  
◇利用料 戸倉公民館へ問合せください。

地域の皆さんの憩いの場として、利用できます

- 1階 情報コーナー
- 2階 多目的ホール、図書室、震災記録室、再現教室、文化財展示室

- ◇利用受付開始日 9月12日(月)
- ◇利用受付時間 平日のみ 午前9時から午後5時まで（見学可）  
※10月1日(土)以降は、土日・祝日も午前9時から午後9時まで受付します。

問い合わせ 戸倉公民館 ☎46-9920（住所/戸倉字沖田69番地）

## 国民年金保険料の後納制度について

国民年金を受給するには、20歳から60歳に達するまでの間に25年（300月）以上の保険料を納めていなければなりません。しかし、保険料を納められなかったり、資格取得等の届け出をしなかったりして国民年金の資格期間が不足すると、国民年金を受給することができなくなります。

このようなことを避けるために過去5年さかのぼって保険料を納めることができる「後納制度」があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給

している方は納めることができません。この制度は平成30年9月30日まで利用できます。

- ◇今月の年金相談会  
◇日時 9月14日(水)  
午前10時から午後3時30分まで  
◇場所 役場1階相談室  
※石巻年金事務所へ事前予約が必要になります。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373